

## ○ 秋田県被災建築物応急危険度判定要綱

被災建築物応急危険度判定要綱（平成9年10月29日、全国被災建築物応急危険度判定協議会制定）第3第1項の規定に基づき、この要綱を制定する。

### （目的）

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

#### 一 被災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等（以下「判定」という。）を行うことをいう。

#### 二 応急危険度判定士

判定の業務に従事する者として、知事の認定を受けた者をいう。

#### 三 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した一般社団法人秋田県建築士会又は一般社団法人秋田県建築士事務所協会（以下「建築関係団体」という。）に属する者をいう。

### （震前対策）

第3条 市町村長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下、「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

#### 一 判定の実施

#### 二 判定実施の決定

#### 三 判定実施本部の設置

#### 四 判定の実施に関する県との連絡調整等

#### 五 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

#### 六 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下、「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

#### 七 県に対する支援要請

#### 八 判定の方法

#### 九 判定結果の表示

十 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

十一 判定用資機材の調達、備蓄

十二 その他必要な事項

- 2 知事は、市町村が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 3 知事は、的確な支援が行えるよう市町村長があらかじめ計画した事項についてとりまとめておくものとする。
- 4 県は、建築関係団体と協力して、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成を行うものとする。
- 5 県は、市町村と協力して、所定の判定資機材を備蓄しておくものとする。

(応急危険度判定士の認定等)

第4条 応急危険度判定士の認定は、申請に基づき知事が行う。

- 2 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第8条の講習を終了したものの中から認定するものとする。
  - 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士
  - 二 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者
  - 三 前各号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 3 知事は、申請者を応急危険度判定士として認定したときは、応急危険度判定士台帳に登録するとともに、応急危険度判定士登録証（以下、「登録証」という。）を交付するものとする。
- 4 前項の登録は、登録証の交付を受けたときから効力を生じ、その有効期間は、当該登録証の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 5 応急危険度判定士は、第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。
- 6 知事は、前項の規定による届け出があったときは、応急危険度判定士台帳及び登録証の修正を行うものとする。
- 7 応急危険度判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。
- 8 知事は、前項の規定による届け出があったときは、登録証の再交付を行うものとする。
- 9 前項の規定により登録証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の更新)

第5条 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

この場合に知事は、建築技術の進展、社会経済状況の変化により必要に応じて講習の受講を更新の条件とすることができる。

3 前条第4項の規定は、前項の規定により登録証を交付する場合に準用する。

(認定の辞退)

第6条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、応急危険度判定士台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

(認定の取消し等)

第7条 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当する場合には、認定の取消し又は停止を行うことができる。

- 一 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた者
- 二 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者
- 三 建築基準法施行規則第6条の5の特定建築物調査員資格者証を返納した者
- 四 前各号に規定する者のほか、知事が不適任と認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、応急危険度判定士台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

(指定講習)

第8条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、県が主催する秋田県被災建築物応急危険度判定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。

2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。

- 一 総論
- 二 応急危険度判定制度
- 三 応急危険度判定技術
  - ア 共通の事項
  - イ 建築構造毎の判定技術

3 知事は、講習を受講した者について、講習会受講修了者台帳に登録するとともに、受講修了証を交付するものとする。

4 他の都道府県知事が認定した被災建築物応急危険度判定士又は同等の認定を受けている者は、第1項の講習を修了した者と見なす。

(認定状況の通知)

第9条 知事は、応急危険度判定士の認定状況について、定期的に市町村及び建築関係団体に通知するものとする。

(認定の実施細目)

第10条 応急危険度判定士の認定申請、認定証の交付、申請事項の変更その他応急危険度判定士に関して必要な事項は、別に定める。

(判定実施の決定)

第11条 市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 市町村長は、判定実施の決定に際して、知事に判定に関する支援を要請することができる。
- 3 知事は、地震による被災地域が一の市町村の区域を越えたとき又は市町村長から判定に関する支援の要請があったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

(判定の実施)

第12条 市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、この要綱に基づき、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

- 2 知事は、市町村長が判定の実施を決定した場合には、この要綱に基づき、必要な支援を行うものとする。
- 3 建築関係団体は、知事との協定に基づき、判定活動に協力するものとする。
- 4 応急危険度判定士は、応急危険度判定実施本部の要請により、応急危険度判定を行うものとし、応急危険度判定の業務を行う際には、常時、登録証を携帯するものとする。

(判定の実施に関する県と市町村の間の連絡調整等)

第13条 市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県建設部建築住宅課長に速やかに連絡するものとする。

- 2 判定実施本部の長は、知事が判定支援本部を設置したときは、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

(判定対象区域、対象建築物の決定等の基準)

第14条 市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等)

第15条 県及び市町村は、建築関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定

士等の速やかな確保に努めるものとする。

- 2 県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(国及び他の都道府県に対する支援の要請並びに他の都道府県に対する支援等)

第16条 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他の都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他の都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

- 2 知事は、他の都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。
- 3 知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

(建築関連団体の協力)

第17条 建築関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力を行うものとする。

- 2 建築関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

(判定の方法及び判定結果の表示)

第18条 判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。

- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等)

第19条 県及び市町村は、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等に応じて、応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、食料の手配、宿泊場所等についての方針を示すものとする。

(判定用資機材の調達)

第20条 県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村に代わってこれを調達するものとする。

(判定活動等における補償)

第21条 県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

(その他必要な事項)

- 第22条 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 知事、市町村長及び建築関係団体は、この要綱の目的を達成するため、相互の連絡調整に努めるものとする。
  - 3 県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。
  - 4 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 秋田県被災建築物応急危険度判定技術者認定要綱に基づき認定した判定技術者は、第4条第1項の規定に基づき認定する被災建築物応急危険度判定士とみなし、判定技術者認定証に記載の有効期限まで引き続き有効とする。
- 3 秋田県被災建築物応急危険度判定技術者認定要綱に基づき認定した判定技術者の認定の辞退又は認定の取り消しは、第6条若しくは第7条の規定を準用する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。